

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）と称し、仏語では、L'Association Japonaise pour l'Exposition Internationale de 2025、英語では、Japan Association for the 2025 World Expositionと表示する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 協会は、国際博覧会条約に基づく大阪・関西における 2025 年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、わが国の産業及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 博覧会の準備及び開催運営

(2) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 社員

(法人の構成員)

第 5 条 協会は、博覧会の準備及び開催運営等に寄与する、地方公共団体又は正味財産が 5 億円以上の経済団体であって、次条の規定により協会の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 協会の社員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該社員総会において、決議の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名の決議がなされたときは、当該社員に対し、その旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- (1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 社員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第20条第3項に規定する代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により各理事がこれにあたる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の1週間（社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、社員に対して、当該社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、第20条第2項に規定する会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 法人である社員及び団体である社員の議決権は、当該法人及び団体の代表者がこれを行使するものとする。

3 法人である社員及び団体である社員は、前項の代表者1名を届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

4 社員総会に出席できない社員は、書面若しくは電磁的方法により議決権を行使し、又は他の社員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。ただし、社員である法人又は団体の代表者の場合にあっては、当該代表者の属する法人若しくは団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることを妨げないものとする。

5 前項の規定により議決権を行使する社員は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 社員の除名

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第20条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上35名以内

(2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から事務総長を1名、副会長及び副事務総長を複数名置くことができる。
- 3 前項の会長及び事務総長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。また、副事務総長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、社員総会の決議によって、社員たる法人又は団体の代表者から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 会長、副会長、事務総長及び副事務総長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び事務総長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副事務総長は事務総長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、事務総長及び副事務総長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができる。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前各項のほか法令に定められた権限を行使することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 理事又は監事は、任期の途中においても辞任することができる。
 - 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会において別に定める役員の報酬等に関する規程による。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員及び会計監査人の損害賠償責任の一部免除)

第28条 協会は、理事会の決議によって理事及び監事並びに会計監査人の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 協会は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）との間で一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、事務総長及び副事務総長の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するものとする。

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事が理事会を招集する。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、第23条第4項の規定において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

4 第2項又は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事あるいは監事は、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集しようとするときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 3 代表理事は、理事会の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ずに、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会にその内容を付議し、承認を得なければならない。

（報告の省略）

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員及び専門委員会

（評議員）

第37条 当協会に評議員を若干名置くことができる。

- 2 評議員は、当協会の重要な政策事項の方向性及び実施事業のあり方について、代表理事の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 定款に定めるもののほか評議員に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。
- 4 評議員は、有識者のうちから、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
- 5 評議員の任期については、第25条第1項の規程を準用する。

（専門委員会）

第38条 協会は、任意の機関として、専門委員で組織される各種専門委員会を置くことができる。

- 2 各種専門委員会は、当法人の運営に関し、専門的な識見に基づく助言をすることができる。ただし、当法人の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 3 専門委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 専門委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第39条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には必要な職員を置き、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、直近に開催される社員総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第10章 基金

(基金の募集)

第44条 協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第45条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替金の積立)

第48条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。協会の目的、事業についても、同様とする。

(解散)

第50条 協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由のほか、博覧会終了後の残務の結了により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 協会は剰余金の分配を行わない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(株主等としての権利行使)

第54条 協会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配当書類の受領

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、一般法人法及び認定法その他の法令に従う。

付則

- 1 この定款は、認定法第4条に定める公益認定を受けること及び社員総会の決議を得ることを停止条件として施行する。
- 2 協会の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
 - 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
 - 一般社団法人 日本経済団体連合会
 - 大阪府大阪市中央区大手前二丁目
 - 大阪府
 - 大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号
 - 大阪市
 - 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号
 - 公益社団法人 関西経済連合会
 - 大阪府大阪市中央区本町橋2番8号
 - 大阪商工会議所
 - 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号
 - 一般社団法人 関西経済同友会

付則

- 1 この定款は、令和3年6月16日から施行する。

付則

- 1 この定款は、令和8年7月1日から施行する。